平成２９年（フ）第１６６号
神戸市兵庫区中道通２丁目１番１号
破産者　花房　　誠
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５号
大阪府箕面市牧落５丁目２番22―304号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市東野３丁目51番地１　グリーンヒルハイツ307号
破産者　関　　正一
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目67番地の６　ハイツエトワール201号室
破産者　生パスタ＆ニョッキイタリアン食堂ＴＯＭＭＹこと　富丸　政嘉
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
兵庫県尼崎市南城内147番地の16、前住所兵庫県尼崎市東本町４丁目54番グランクラス尼崎東103号室
破産者　正木　健夫
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４号
福岡県久留米市南４丁目９番26号
破産者　山下　　茜
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９９号
北九州市八幡東区西本町４丁目４番17―501号
破産者　古殿　　彬
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４３号
北九州市門司区吉志新町３丁目12番12号
破産者　垣内　俊弥
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５０号
熊本市中央区新屋敷２丁目21番21―303号　ロマネスク新屋敷
破産者　山崎まさ代
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７６号
沖縄県浦添市牧港１丁目59番１―115号　浦添市街地住宅
破産者　親里　康雄
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３４号
北海道夕張郡栗山町中央１丁目62番地２、開始決定時の住所北海道夕張郡栗山町松風４丁目69番地７
破産者　太田　　昇
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２３号
北海道北見市南丘66番地１、破産手続開始決定時の住所北海道北見市北央町82番地15
破産者　池長　光子
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
北海道足寄郡陸別町字陸別西１線315番地30第２新町団地特公賃住宅１棟１号室、破産手続開始決定時の住所北海道北見市新生町58番地33
破産者　池長　憲行
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
北海道北見市南丘66番地１、破産手続開始決定時の住所北海道北見市北央町82番地15
破産者　池長　貞夫
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
岩手県滝沢市湯舟沢222番地18
破産者　安藤　芹菜
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５３号
秋田県男鹿市男鹿中中間口字堂田73番地２
破産者　武田　将貴
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７号
秋田市将軍野東２丁目22番79号
破産者　櫻庭　一成
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１号
秋田市大町３丁目２番28号
破産者　石井　正一
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０号
茨城県取手市桜が丘２丁目10番９号　髙橋とも子方、前住所茨城県龍ケ崎市1700番地２サントルＹ・メゾン101号室
破産者　髙橋　良和
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
山梨県富士吉田市旭３丁目11―７、開始決定時の住所山梨県富士吉田市上吉田4841番地の12
破産者　佐藤　美奈
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係